

北広島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R元年度の人件費率
R2年度	人 18,244	千円 18,067,615	千円 84,497	千円 2,598,280	% 14.4	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

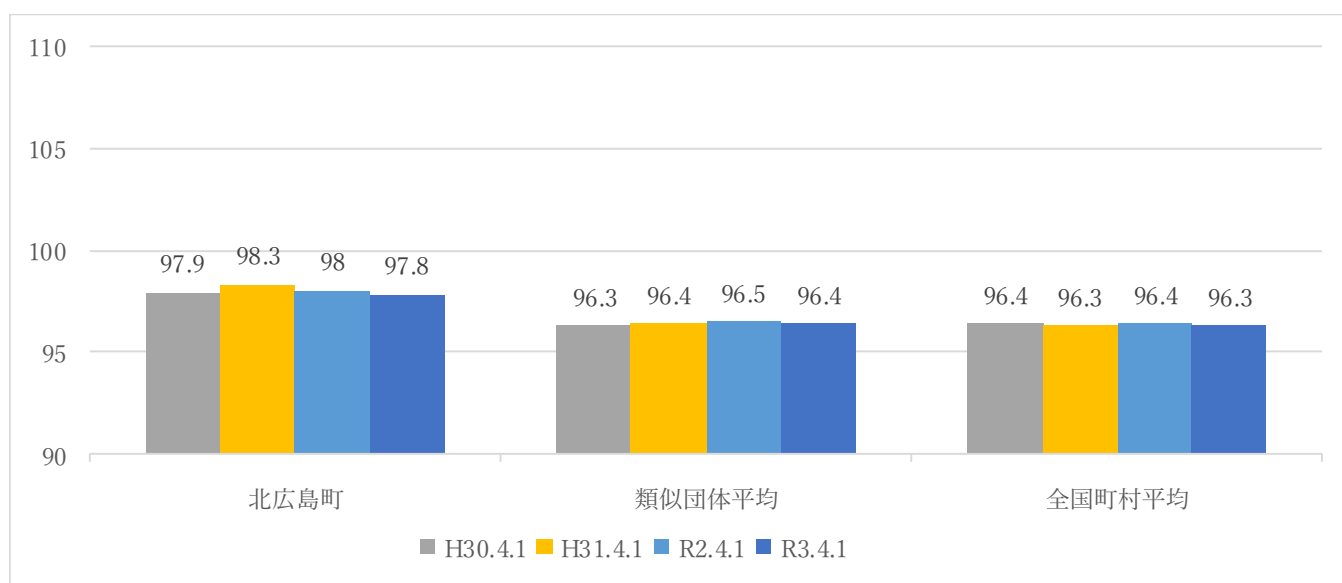
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体(IV-1) 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R2年度	人 250	千円 1,010,136	千円 187,845	千円 405,132	千円 1,603,113	千円 6,412	千円 5,474

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

北広島町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数は、国に準じて行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職、消防職、技術職、医療職及び教育職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

寒冷地手当の廃止(平成27年4月1日実施) 3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(R3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北広島町	44.6歳	337,300円	435,085円	358,538円
広島県	43.6歳	332,493円	413,360円	371,271円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.7歳	305,079円	358,344円	328,065円

(注) 1 「平均給料月額」とは、R3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(R3年4月1日現在)

区分		北広島町	広島県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	191,254円	182,200円
	高校卒	150,600円	157,116円	150,600円
消防職	大学卒	208,600円	—	—
	高校卒	176,500円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（R3年4月1日現在）

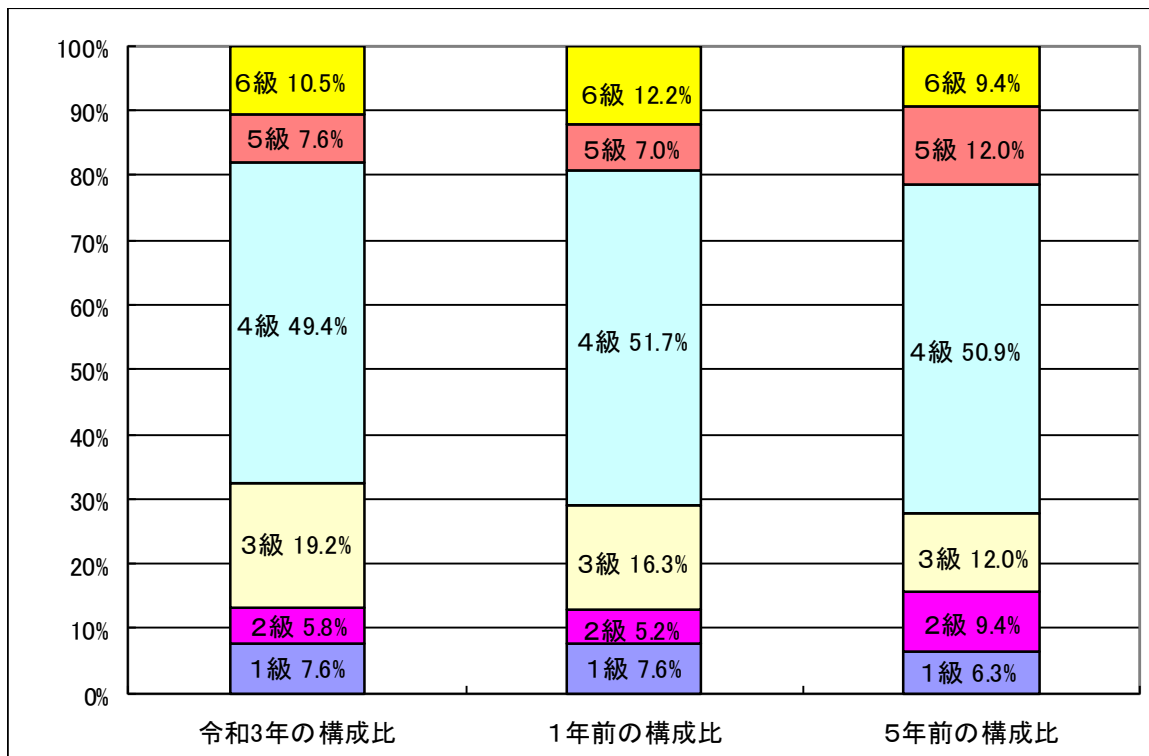
区分		15～19年	20～24年	25～29年	30～34年
一般行政職	大学卒	312,800 円	363,500 円	372,400 円	394,700 円
	高校卒	— 円	— 円	364,600 円	376,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

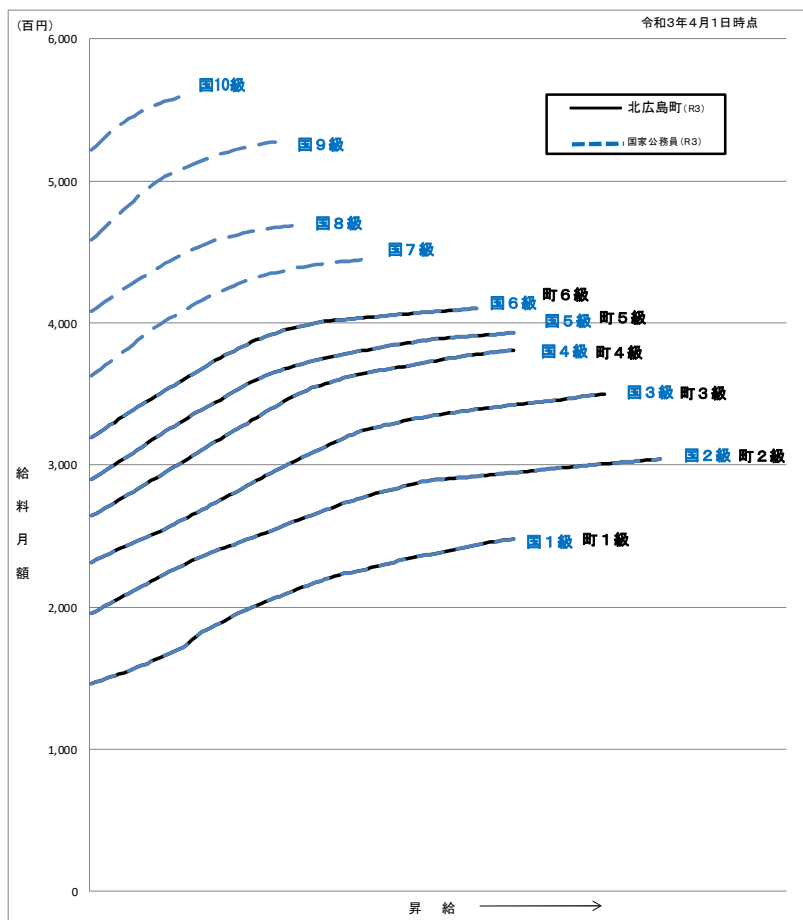
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	13人	7.6 %	146,100 円	247,600 円
2級	主事	10人	5.8 %	195,500 円	304,200 円
3級	主任・主任主事	33人	19.2 %	231,500 円	350,000 円
4級	係長・主任	85人	49.4 %	264,200 円	381,000 円
5級	課長・課長補佐	13人	7.6 %	289,700 円	393,000 円
6級	課長	18人	10.5 %	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 北広島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北広島町	広島県	国
1人当たりの平均支給額 (令和2年度) 1,621千円	1人当たりの平均支給額 (令和2年度) 1,647千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

(2) 退職手当（R3年4月1日現在）

北広島町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置2～45%加算			定年前早期退職特別措置2～45%加算		
1人当たり平均支給額					
	自己都合	応募認定・定年			
	8,931 千円	19,042 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（R3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		428 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		107,055 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島市	3%	4人	10%

(4) 特殊勤務手当 (R 3 年 4 月 1 日 現在)

支給実績 (令和2年度決算)			7,497 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)			104,120 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)			25.4 %
手当の種類 (手当数)			13
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	従事職員	防疫作業に従事したとき	日額800円
		新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するための作業に従事したとき	接触4,000円 非接触3,000円
変死体収容従事手当	従事職員	変死体を収容したとき	日額5,000円
放射線作業従事手当	医療技術職員	エックス線その他の放射線を照射する作業をしたとき	日額230円
夜間看護業務従事手当	看護師及び准看護師	深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	2交代勤務3,500円 4時間以上2,500円 2~4時間2,300円 2時間未満1,800円
山上作業従事手当	従事職員	山上において4時間以上作業に従事したとき	日額800円
危険性を有する薬品等を取り扱う手当	従事職員	危険性を有する薬品を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務に従事したとき	日額800円
火葬場業務従事手当	従事職員	火葬業務に従事したとき	1体につき5,000円
有害鳥獣駆除業務従事手当	従事職員	有害鳥獣の駆除に従事したとき	1回1,000円 (くま放獣解体3,000円)
消防手当	消防職員	災害現場、高所作業現場、勤務環境の危険又は劣悪な現場において作業する職員	消防手当月額3,000円 救急業務手当月額3,000円 潜水手当日額500円
税務手当	税務職員	町税の徴収に関する事務に従事する職員	月額2,200円
医療及び調剤従事手当	医師及び歯科医師	医療及び調剤業務に従事したとき	給料月額 $\frac{30}{100}$
除雪作業従事手当	従事職員	町道等の道路の除雪に従事したとき	日額1,500円 (4時間未満900円)
社会福祉従事手当	ケースワーカー	生活保護を受けているものの援護、育成又は更正の措置に関する業務に常時従事する職員	月額10,700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	71,002 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	285 千円
支給実績 (令和元年度決算)	89,081 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	303 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (R3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間1人につき 5,000円	同		39,215千円	276,162円
住居手当	借家 上限28,000円	同		13,868千円	239,102円
通勤手当	交通機関利用 1ヶ月あたり支給限度額 55,000円 交通用具使用 1ヶ月あたり支給限度額 48,000円	異	1km×800円 (2km以上対象)	35,384千円	142,104円
管理職手当	給料月額の8~12%	異		16,771千円	578,317円
寒冷地手当	H30.3月末で終了	同		0千円	0円
初任給調整 手当	医師免許取得35年以内で月額 368,800円の範囲内	同		6,252千円	3,126,000円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することが命ぜられた職員 勤務1時間あたりの給与額×1.35× 時間数	同		18,291千円	365,830円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間あたりの給与額×0.25× 時間数	同		6,786千円	128,046円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急によりやむを得ず勤務したときに支給 勤務日、勤務時間に応じて 上限 18,000円/1回	異		22千円	22,000円

5 特別職の報酬等の状況（R3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	730,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副町長	602,000円	840,000 円 / 557,200 円
	教育長	571,000円	683,000 円 / 540,000 円
報 酬	議長	293,000円	—
	副議長	246,000円	375,000 円 / 280,000 円
	議員	221,000円	310,000 円 / 220,000 円
期 末 手 当	町長 副町長 教育長	(令和2年度支給割合) 2.90 月分	
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 3.20 月分	
退 職 手 当	町長 副町長 教育長	(算定方式) 給料月額×支給率(5.0)×年数 給料月額×支給率(3.0)×年数 給料月額×支給率(2.5)×年数	(1期の手当額) (支給時期) 14,600千円 任期毎 7,224千円 任期毎 5,710千円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

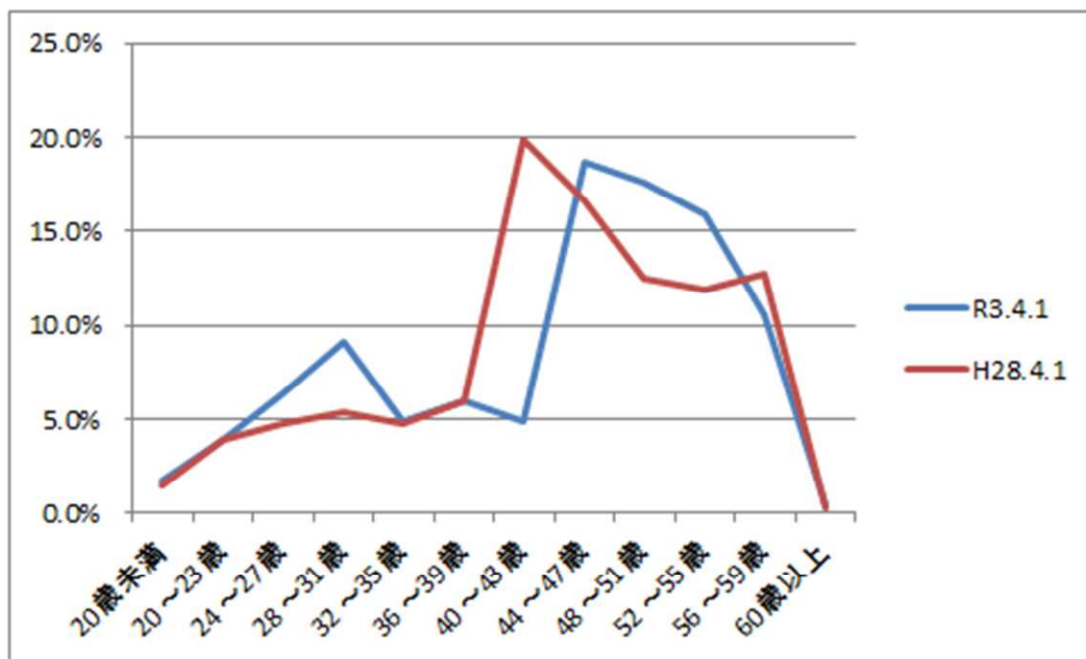
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	2	▲ 1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数93.73人 (類似団体の人口1万人当たり職員数76.00人)
		総 務	73	75	▲ 2	
		税 務	14	12	▲ 2	
		民 生	29	27	▲ 2	
		衛 生	12	10	▲ 2	
		農 林 水 産	28	30	▲ 2	
		商 工	8	7	▲ 1	
		土 木	9	8	▲ 1	
	計	176	171	▲ 5		
	教 育 部 門	16	16			
消 防 部 門	58	60	2			
小 計	250	247	▲ 3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 135.39人 (類似団体の人口1万人当たり職員数94.94人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	12	12		1	
	水 道	3	4			
	下 水 道	6	6			
	そ の 他	16	15	▲ 1		
小 計	37	37				
合 計		287 [409]	284 [358]	▲ 3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 155.67人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	11人	18人	26人	14人	17人	14人	53人	50人	45人	30人	1人	284人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	193	199	188	187	176	171	▲22(▲11.4%)
教育	19	18	20	19	16	16	▲3(▲15.8%)
消防	59	60	59	59	58	60	1(1.7%)
普通会計計	271	277	267	265	250	247	▲24(▲8.9%)
公営企業等会計計	66	59	57	35	37	37	▲29(▲43.9%)
総合計	337	336	324	300	287	284	▲53(▲15.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済事業

広島県市町村職員共済組合に加入。

(2) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和 2 年度）

事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）

(3) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和 2 年度）

事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）

(4) 職員の福利厚生状況

（財）広島県市町村職員共済互助会に加入。

掛金率（令和 3 年 4 月 1 日現在）は会 員 給料月額 $0.52/1,000$

事業主 給料月額 $0.52/1,000$